

第4章 目標達成に向けて

省エネルギーはそれぞれの消費者の努力なしでは達成できないうえ、太陽光発電等の新エネルギーは地域に存在し、地域で利用可能なエネルギー源であるので、一層の省エネルギー対策の推進や新エネルギーの導入は、県民・事業者の参画と協働の下に進めることが重要である。

グリーンエネルギー導入目標の達成に向けて、県民・事業者・行政が参画と協働の下に取り組むべき役割と行動指針を以下に示す。県民・事業者・行政は、それぞれの役割を十分認識し、積極的な行動を起こすとともに、パートナーシップのもと、相互の連携により取り組むことが必要である。

なお、具体的な取り組み内容については、参考「**「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」**における各主体による目標達成のための具体的な行動指針」に示す。

4 - 1 . 県民の役割

民生部門（家庭系）は景気動向等にかかわらず、一貫して大きく増加しており、今後も増加することが予想される。このため、県民一人一人が省エネルギー型のライフスタイルへと変えていく必要がある。ライフスタイル変革を行うためには、省エネルギーのための適切な手法についての知識、省エネ効果についての認識が必要であり、これらの知識等の習得のために、地域行政による環境学習の場への積極的な参加、家庭における環境教育が望まれる。

また、新エネルギーに関しては、コストの問題等があり、県民による導入は難しい面もあるが、クリーンエネルギー自動車の使用や太陽熱温水器、太陽光発電装置の設置等、可能なものについては積極的な導入が望まれる。

4 - 2 . 事業者の役割

産業部門においては石油危機以降省エネルギーが積極的に進められているものの、依然、兵庫県のエネルギー消費量の6割強を占めており、また民生部門（業務系）においても事務機器の増加、空調需要の増大等によりエネルギー消費は増加傾向にあることから、事業者による生産管理の徹底、省エネルギー機器の導入等による一層の省エネルギー化が求められる。そのためには、自主的な行動計画を策定し、エネルギー使用の抑制を図るとともに、省エネルギー意識の定着を図るためにも研修会の実施、環境マネジメントシステムの導入等の体制整備を図る必要がある。

また、新エネルギーに関しては、クリーンエネルギー自動車やコージェネレーションシステム等の積極的な導入が望まれる。

4 - 3 . 行政の役割

目標実現のためには、行政自身による率先導入のみならず、県民・事業者の取り組みを支援し、普及啓発を行うことにより、グリーンエネルギー導入の一層の促進を図る必要がある。普及啓発方策に関しては、民生・運輸部門におけるエネルギー消費の伸びが大きいことから、ライフスタイル変革を促す方策の検討が重要である。

また、まちづくりを行うに当たっては、省エネルギー型のインフラ整備を実施するだけでなく、阪神・淡路大震災を教訓として防災拠点への新エネルギーの積極的な導入を検討する。

4 - 4 . グリーンエネルギー対策の推進体制

グリーンエネルギーの導入を促進するためには、県民・事業者・行政が、参画と協働の下に、役割に応じた責任を果たすことが重要である。

そのため、各主体が透明性を確保しつつ、相互に連携し、お互いの活動を促進し得るような推進体制の整備が必要である。

県は、このプログラムの実効性を確保し、目標を達成するため、自ら率先して取り組むとともに、次により県民・事業者のグリーンエネルギー対策の取り組みを支援し促進する。

グリーンエネルギー対策は、地球温暖化対策と不可分であり、県民・事業者・行政の参画と協働によってはじめて達成されるものである。

このことから、次のとおり推進体制を整備する。

(1) 「兵庫県地球温暖化対策推進本部 (仮称) 」によるプログラムの進行管理

プログラムの実効性を高め、効果的な推進を図るため、各主体が連携して対策を推進する体制として、県民・事業者・行政で構成する「兵庫県地球温暖化対策推進本部」において、プログラムの進行管理を行う。

- ・エネルギー消費量や省エネ行動等実態調査の実施・公表
- ・省エネ行動等重点取り組みの設定等

(2) 「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」、 「兵庫県地球温暖化防止活動推進員」及び「同推進協力員」による普及啓発

各主体のパートナーシップによりプログラムを推進するため、「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」による普及啓発を実施するとともに、地域における実践活動のコーディネーターとして委嘱した「地球温暖化防止活動推進員」や「地球温暖化防止活動推進協力員」により一層のきめ細やかな普及啓発を実施する。

(3) 「地球環境 10 % クラブ」^{注6} や 「21 世紀型新環境保全協定」の普及促進

より高い目標を掲げて、省エネルギー等地球温暖化防止に積極的に取り組む県民・事業者・行政の参加する「地球環境 10 % クラブ」の普及を促進するとともに、事業者の自主的取組を促進するため、「21 世紀型新環境保全協定」を検討する。

(4) 先導的プロジェクトの推進

本県のグリーンエネルギーの導入を促進するため、先導的なプロジェクトを選定し、その具体的な取組を県内各地に普及させ、目標の達成を図る。

注 6 : 地球環境 10 % クラブ

積極的に省エネルギー等温室効果ガス削減に取り組もうとする県民・事業者・行政が、自主的に参加するネットワークである。